

よくある質問⑨

問9-1 前の会社を、病気やけが、妊娠・出産・育児などの理由で退職しましたが、このような理由により退職したため、**すぐに働くことができません**。どうしたらよいのでしょうか。

(答9-1)

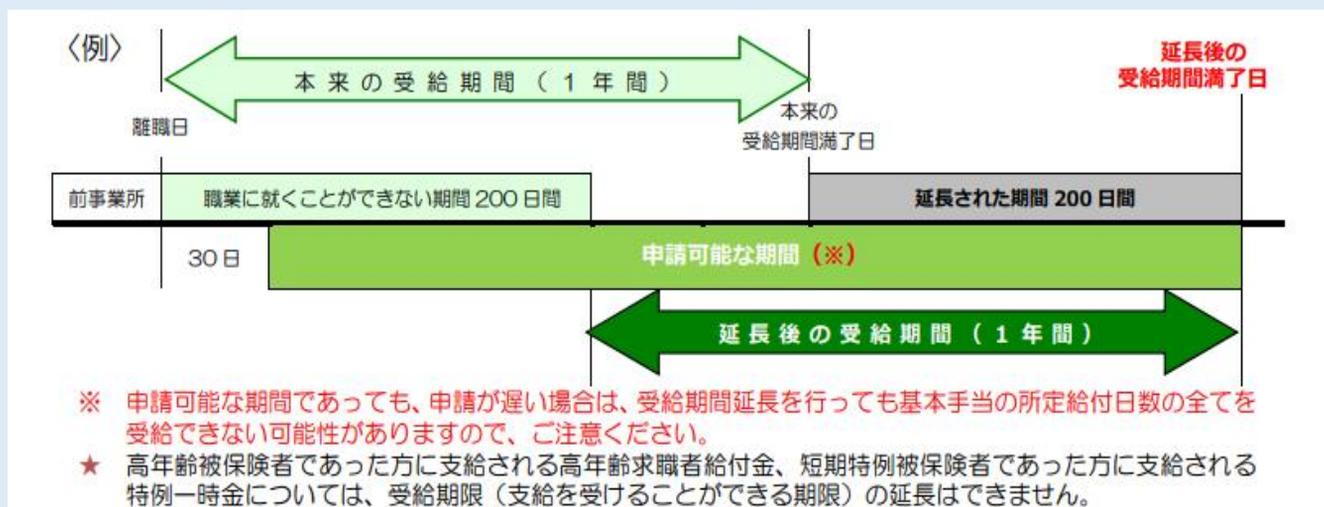
失業保険(基本手当)を受給するためには、就職したいという積極的な意思といつでも就職できる能力(健康状態、環境など)があり、積極的に求職活動を行っているにもかかわらず、就職できない状態にあることが必要です。

このため、**病気やけが、妊娠、出産、育児などですぐに職業に就くことができない方は、失業保険(基本手当)を受けることができません**。

失業保険(基本手当)を受けることができる期間(有効期限)は、離職日の翌日から1年間に限られており、これを受給期間といいますが、離職日の翌日から1年以内に30日以上継続して職業に就くことができない場合は、**受給期間の延長申請を行うこと**で、本来の受給期間1年に働けない日数を加えることができ、**職業に就くことができる状態になった後に**、受給手続きができます。

(※ただし、受給期間(1年)に加えることができる期間は**最大3年間**です。)

(イメージ)受給期間の延長申請について



問9-2 前の会社を、病気で退職しました。離職日時点の満年齢が65歳です。受給期間の延長申請はできますか？

(答9-2)

離職日時点の年齢が満65歳以上の方については、受給期間の延長申請はできません。

受給期間の延長申請が行えるのは、離職日時点の年齢が65歳未満の方になります。

※なお、離職日時点の年齢が65歳未満の方で、短期特例被保険者であった方に支給される特例一時金の対象となる方についても、受給期間の延長を行うことはできません。

問9-3 受給期間の延長申請をしている間、失業保険の支給はありますか？

(答9-3)

受給期間の延長申請をしている間は、職業に就くことができない期間となりますので、**失業保険の支給はありません。**

問9-4 受給期間の延長ができる理由について教えてください。

(答9-4)

(1)妊娠・出産・育児(3歳未満に限る)などにより働くことができない

(2)病気やけがで働くことができない
(健康保険の傷病手当金、労災保険の休業補償を受給中の場合を含む)

(3)親族等の介護のため働くことができない
(6親等内の血族、配偶者及び3親等以内の姻族に限る)

(4)配偶者の海外勤務に本人が同行する場合

(5)青年海外協力隊等公的機関が行う海外技術指導による海外派遣

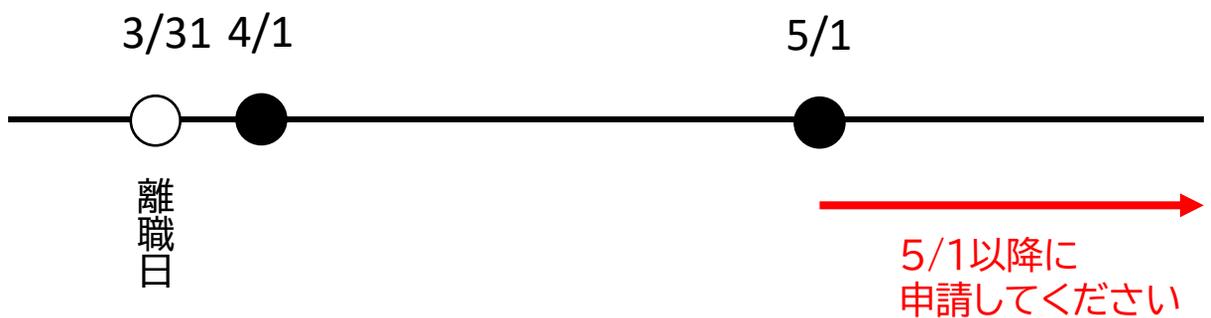
※海外への留学や海外へワーキングホリデーに行く場合、受給期間の延長申請はできません。

問9-5 受給期間延長手続きを行う時期について教えてください。

(答9-5)

離職の日(働くことができなくなった日)の翌日から30日過ぎてから早期に申請してください。

(例)3/31に離職し、4/1以降も疾病により働くことができない状態が続いている場合



※受給期間延長の申請が遅い場合は、受給期間延長を行っても基本手当の所定給付日数の全てを受給できない可能性がありますので、30日以上職業に就くことができなくなった場合には、できるだけ早期に延長の申請をお願いします。

※在職中に受給期間の延長申請手続きはできません。

問9-6 受給期間延長の手続きに必要な書類を教えてください。

(答9-6)

①受給期間延長申請書

(ハローワークで交付。郵送により送付することも可能です。)

②離職票—2

(離職票—1は受給期間延長の手続きには不要ですので、提出しないでください)

③延長理由を証明する書類

●妊娠・出産・育児(3歳未満に限る)

- 母子手帳の交付日が分かるページのコピー
- 母子手帳内にある初診日が分かるページのコピー
- 母子手帳内にある出産(分娩)予定日が分かるページのコピー

すべて

●病気やけがで働くことができない

- 病状証明書(※ハローワークの窓口で交付します。)

又は

- 健康保険の傷病手当金を在職中から受給し、離職日以降も引き続き傷病手当金を申請している方については、

◇離職日の翌日から30日以上支給対象期間が確認できる

「傷病手当金支給申請書のコピー(※医師の証明がされているものに限る。)」

又は「傷病手当金支給決定通知書のコピー」

●親族等の介護のため働くことができない

- 常時本人の介護が必要なことが分かる書類

(※上記書類については、ハローワーク雇用保険給付課までお問合せください。)

- 親族であることが分かる書類(住民票謄本または戸籍謄本)

●配偶者の海外勤務に本人が同行する場合

- 配偶者の海外への転勤辞令のコピー

- 配偶者であることが分かる書類(住民票謄本または戸籍謄本)

●青年海外協力隊等公的機関が行う海外技術指導による海外派遣

- JICA海外協力隊の派遣前訓練に関する合意書

問9-7 受給期間の延長申請の手続きの流れを教えてください。

(答9-7)

①離職票を確認し、**失業保険の受給資格があるか確認**します。(※受給資格がない場合、受給期間の延長申請はできません。)



②受給期間の延長申請が可能かどうか、働くことができなくなった理由やいつから働くことができなくなっているか等を確認します。



③受給期間延長申請書を配付します。またその他審査に必要な書類をお伝えします。



④上記③で指示された書類を揃え、窓口または郵送で申請してください。

※受給期間延長申請書(以下「申請書」といいます。)は複写式の申請書のため、ダウンロードはできません。

※申請書は原則窓口で配付していますが、来所が難しい方については、郵送で申請書を送付することも可能です。郵送で申請書の送付を希望される方は、ハローワーク那覇雇用保険給付課(098-866-8609 部門コード11#)までご連絡ください。

問9-8 現在**宜野湾市**に住んでいます。

受給期間の延長申請を**ハローワーク那覇**で行うことはできますか？

(答9-5)

受給期間の延長申請は住所(または居所)を管轄するハローワークへ行わなければなりません。

そのため、**宜野湾市**にお住いの方については、**ハローワーク那覇**で受給期間の延長申請を行うことは**できません**。

ハローワーク那覇で受給期間の延長申請を行うことができるのは、住所(または居所)が以下の地域の方に限られます。

那覇市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、与那原町、南風原町、八重瀬町、西原町、座間味村、渡嘉敷村、久米島町、粟国村、渡名喜村、北大東村、南大東村

なお、**宜野湾市**の方については、**沖縄市**にある「**ハローワーク沖縄**」へ申請をしてください。

問9-9 受給期間の延長申請後の流れを教えてください。

(答9-9)

- ①受給期間申請書一式を受理後、必要な書類が揃っているか確認します。
- ②受給期間申請書やその他添付書類を確認し、受給期間延長申請の要件を満たしているか審査します。
- ③受理後、1か月～1か月半を目安に審査結果を郵送で通知します。

※4月及び5月の繁忙期に申請された申請書については、審査結果の通知を郵送するまでにお時間を要する場合があります。あらかじめご了承ください。

- ④ハローワークから郵送で通知が届いたら、封を開け、資料「受給期間の延長をされた皆様へ」を必ずお読みください。
- ⑤郵送で届いた書類を大切に保管してください。(※失業保険の手続きの際に必要になります。)
- ⑥延長事由(病気、出産・育児、介護等)が解消し、週20時間以上の仕事に就ける状態になったら、必要な書類を揃えて失業保険の手続きにお越しください。